

# 太陽光パネル 3 R 推進スキーム構築業務委託仕様書

## 1 業務名

太陽光パネル 3 R 推進スキーム構築業務

## 2 目的

県内における太陽光パネル排出量の将来予測等に関する調査によると、令和 6 年度末時点で太陽光パネルは約 126 千 t（1,578MW、約 631 万枚）が設置されており、損益分岐点や年間故障率、FIT 期間満了等を考慮した予測では、2030 年頃から太陽光パネルの排出が急激に増加し、2035 年のピーク時には約 4,200 t（約 21 万枚）となり、県内の関係事業者による処理能力を超える見込みである。

このため、ピーク時においても適切な 3 R を実現できるよう、関係事業者が情報共有するためのプラットフォーム構築、リサイクル処理能力の強化や効率化、リユースパネルの活用拡大及び適正管理の促進によるパネルの長寿命化（リデュース）等の効果や実用性を検証する実証実験を実施し、令和 9 年度からの社会実装に向けて、課題解決を図ることを目的とする。

## 3 委託上限額

15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

## 5 業務内容

- (1) 受託事業者は、下記実証実験にあたり、県内の解体事業者、収集運搬事業者、リユース事業者及びリサイクル事業者ほか関係事業者と本業務を遂行するための連携体制を構築し、契約後に提出する事業計画書にて具体的な役割分担及び体制を明記すること。
- (2) 「令和 7 年度愛媛県太陽光パネル 3 R 推進スキーム構築に係る調査検討業務実績報告書」において抽出された、排出ピーク時における 3 R 処理の課題に対し、実効性の高い具体的な解決策の調査・検討を実施すること。  
※令和 7 年度愛媛県太陽光パネル 3 R 推進スキーム構築に係る調査検討業務実績報告書（県HP：<https://www.pref.ehime.jp/page/141563.html>）

### 【実証実験の内容】

#### ①プラットフォームの構築実証

パネルの排出事業者等からの受付、関係事業者と円滑に情報共有を図るためのプラットフォームを構築し、運用の実証を行う。

#### 【実施内容】

- ・web 上で作動するプラットフォームを構築すること。  
ホスト及び利用者が PC やスマートフォン等、汎用的な端末からアクセス・操作できる仕様とすること。  
情報漏えい防止のため、適切なセキュリティ対策を講じること。
- ・プラットフォームには、排出者からの回収申込を受け付ける窓口機能を備え、入力された情報を関係者事業者間で共有できる仕様とすること。

・構築したプラットフォームの運用実証を行い、操作性を検証すること。

## ②パネル解体・性能診断・運搬等の実証

設置パネルの解体・リユースの可否診断・収集運搬等、一連の作業を実施し、事業者の連携方法の確認、所要時間、運搬可能量等を試算する。また、各工程での課題抽出や排出量のピーク時の処理能力等について検証のうえ対策を講じる。

### 【実施内容】

- ・概ね出力50kw相当（太陽光パネル約150～200枚程度）以上の規模を有する発電設備において実証実験を実施すること。
- ・実証実験の結果に基づき、排出ピーク時における処理可能量をシミュレーションし、想定される課題に対する具体的な解決策を検討すること。

## ③効率的・経済的な回収モデルの検討

一時保管場所の設置、解体工程の最適化及びロット処理（共同収集等）による集約化など、作業の効率化を検証し、3Rコストの低減策を検討すること。

### 【実施内容】

- ・複数現場における作業日程の調整や、収集運搬を効率化するための「一時保管場所」の設置等を検討すること。
- ・概ね東・中・南予の各地域において、単独回収ケースとの料金・作業時間の比較分析を行い、地域ごとの最適かつ経済的な回収モデルを検討すること。

## ④リユースパネルの販路開拓の検討

県内（国内）においてリユースパネルの導入拡大に向け、防災拠点・産業（農林水産業など）施設・公共施設等での活用方策等を調査し、導入の可能性及び販路開拓の可能性について検討すること。

### 【実施内容】

- ・各分野の関係者や施設所有者にヒアリングを行い、リユースパネルの導入ニーズや意向確認調査を行うこと。
- ・調査結果を踏まえ、リユースパネル導入の実現可能性を検証するとともに、販路開拓に向けたビジネスモデル（供給体制や価格設定等）を提案すること。

## ⑤太陽光パネル3R啓発事業

パネル設置者に対して、設置中の適正な保守点検及び廃棄時の適切な3R処理を促すよう周知・啓発するとともに、プラットフォームの活用を呼び掛ける。

### 【実施内容】

- ・太陽光パネルの3Rを促進するため、意義や目的、定期点検の受検及び不適切処理・不法廃棄防止に関する啓発資材を作成する。
- ・啓発資材を用いて、HPやSNSでの発信に加え、各種イベントや事業関係者を通じて広く周知し、プラットフォームの利用促進を図る。

## 6 業務計画書及び報告書の提出等

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、具体的な業務内容等について県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 令和8年10月中旬を目安に中間報告を行うこと。なお、報告資料については、県と受託者が協議の上、書面及び電子媒体（プラットフォームの一般公開用プログラム含む）で提出すること。
- (3) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」及び県ホームページに掲載する概要報告書を作成し、書面及び電子媒体で提出のうえ、県の検査を受けること。

- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

## 8 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- (2) 受託者は、本業務を統括する責任者を1名配置すること。
- (3) 受託者は、委託業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 本業務により作成された成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、原則として、県に帰属する。
- (5) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (6) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (7) 委託業務の実施のために使用された県が所有する資料等の著作権は、県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものであるものにおいては、県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- (8) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (9) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (10) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (11) 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約期間満了後1年間とする。
- (12) 各業務に係る一切の経費は委託金額に含むものとする。

## 9 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。